

令和8年度 工事種別の等級区分基準

【等級区分点について】

京都府が発注する建設工事の競争入札参加者の資格を定める等級区分は、以下の客観点と主観点を合計した総合点に基づく。

なお、府内業者の鋼構造物工事を除く指定建設業（土木一式、建築一式、電気、管、舗装、造園工事）の工事種別毎の等級区分点は【別表】のとおりとし、それ以外の業種については等級区分は設けず、「資格有り」とする。

$$[\text{総合点}] X = P + B + C + D - E + F + G + H + I + J + K + L + M$$

(客観点)

P： 経営事項審査数値

資格審査基準日（令和7年11月1日）の1年7月前の直後の事業年度終了の日以降に受けた直近の経営事項審査値（審査基準日及び審査結果通知日が令和6年4月1日から令和7年10月31日までのもので直近のもの。但し、令和8年2月の競争入札参加資格審査申請者で前述の期間に審査結果通知日がない場合には、当該審査結果通知日が令和8年1月31日までのもの）

(主観点)

B： 工事成績による評定点（注）

C： ISO、KES取得による加算点

国際標準化機構の定めたISO9001及び14001に適合している旨の認証を取得した場合は各10点を加算
特定非営利活動法人KES環境機構の定めたKESのステップ1の認証を取得した場合は5点、ステップ2の認証を取得した場合は8点を加算（ただし、KESとISO14001との重複加算は無し）

D： 障害者雇用による加算点

法定雇用率を達成している場合及び法定外で雇用している場合は10点を加算

E： 不誠実な行為の有無による減点

過去1年間に、「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（不正行為等に基づく措置基準）の措置をしたものについて、指名停止期間3箇月以上のものは50点、3箇月未満のものは30点を減じる

F： 「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づく加算点（※）

建設業許可10年以上、府競争入札参加資格5年以上を経過した企業同士の合併の場合

| | |
|--------|-------------------|
| 合併後3年間 | 客観点（総合評定値P点）の5%加算 |
| 合併後4年目 | 客観点（総合評定値P点）の3%加算 |
| 合併後5年目 | 客観点（総合評定値P点）の2%加算 |

G： 建設機械保有による加算点（※）

建設機械の自社保有額（上記Pに係る経営事項審査の申請書類に添付の貸借対照表に記載の固定資産の機械・運搬具の減価償却後の金額）200万円につき1点を別表の6業種に加算（上限20点）

H： 建設機械運転技術者雇用による加算点（※）

常用で雇用している建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者1名につき2点を完成工事高割合（上記Pに係る経営事項審査結果通知書に記載の各業種の平均完成工事高の全業種合計に対する割合）で別表の6業種に加算（各業種上限20点）

I： 社会貢献表彰等による加算点

過去2年間に災害対応等の現場従事業務に貢献し、京都府から表彰・感謝状等を授与された場合は該当業種に10点を加算

J： 優良工事表彰等による加算点

京都府地域づくり優良工事施工者表彰制度により表彰された場合は該当業種に優秀賞は10点、奨励賞は5点を表彰された年度の翌年度及び翌々年度に20点を限度として加算

K： 建設業労働災害防止協会への加入による加算点

建設業労働災害防止協会に加入（同協会の京都府支部に所属する場合に限る。）している場合は10点を加算

L： 不当要求防止責任者の選任届出及び講習受講による加算点

不当要求防止責任者を選任し、京都府公安委員会が実施する講習を受講している場合は10点を加算

M： 保護観察対象者等雇用に係る加算点

京都保護観察所に協力雇用主として登録し、同一の保護観察対象者等との直接的かつ恒常的な雇用関係が資格審査基準日時点で3箇月以上継続している場合は10点を加算

（※上記のF、G及びHの主観点項目については、府内業者のみが対象）

(注) 府が発注した工事の成績

審査基準日（令和7年11月1日）の直前4年間に府等が発注した当該資格業種について、土木工事にあつては京都府土木工事等検査規程（令和5年4月3日改正）第14条第2項、建築工事にあつては京都府建築及び設備工事等検査規程（令和5年4月3日改正）第14条第2項で定める工事成績評定表、プラント設備工事にあつては京都府プラント設備工事等検査規程（令和5年4月3日策定）第13条第2項で定める工事成績評定表、小修繕工事等にあつては小修繕工事等成績評定要領（平成25年2月1日策定）第4条第3項で定める小修繕工事等成績評定表により求められる成績点数の次式により加重平均した値に基づく次表による評定点(B)をもって評定する。

$$\text{加重平均値} = \frac{\{\log(\text{請負額}_1) \times (\text{工事成績}_1) + \dots + \log(\text{請負額}_n) \times (\text{工事成績}_n)\}}{\{\log(\text{請負額}_1) + \dots + \log(\text{請負額}_n)\}} \quad (\text{注：請負額は10万円で除した数値を使用})$$

評定表（平均値の下限は「以上」、上限は未滿）

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 平均値 | ~50 | 50~55 | 55~60 | 60~65 | 65~70 | 70~75 | 75~80 | 80~85 | 85~ |
| 評定点 | -40 | -30 | -20 | -10 | 0 | 10 | 20 | 30 | 40 |

【府内業者の昇降格要件等について】

I 単体企業の場合

- 1 新規申請については、最下位等級とする。また、継続申請については、昇格・降格に当たり1等級上下位の昇格・降格にとどめる。
- 2 昇格については、次の各要件を必要とする。
 - (1) 鋼構造物工事を除く指定建設業（土木一式、建築一式、電気、管、舗装、造園工事）のうち、土木一式工事のⅡ等級以上並びに建築一式、電気、管、舗装、造園工事のⅠ等級への昇格に当たっては、特定建設業の許可を要件とする。
 - (2) 指定建設業の土木工事（土木一式、舗装、造園）の昇格に当たっては、[別表]の下位等級の複数年の経過を要件とする。
 - (3) 建築一式、舗装、造園のⅠ・Ⅱ等級への昇格及び電気、管のⅠ等級への昇格に当たっては、[別表]の平均完成工事高を要件とする。
 - (4) 土木一式、建築一式のⅠ等級以下への昇格に当たっては、等級区分点に20点を加えた総合点を要件とする。（ただし、前年度・前々年度降格者の復帰は除く。）
 - (5) 土木一式Ⅰ・Ⅱ等級及び建築一式Ⅰ等級への昇格に当たっては、[別表]の1級等技術者（1級国家資格者及び国土交通大臣特別認定者）の常時雇用を要件とする。
- 3 降格については、以下のとおり取扱う。
 - (1) 建築一式・舗装・造園・電気・管の平均完成工事高については、次のア又はイのいずれかに該当する場合は降格とする。
 - ア 「別表」の平均完成工事高を前年度及び前々年度を含め3年連続で下回る場合
 - イ 「別表」の平均完成工事高の2分の1を下回る場合
 - (2) 土木一式Ⅰ・Ⅱ等級及び建築一式Ⅰ等級については、1級等技術者（1級国家資格者及び国土交通大臣特別認定者）の常時雇用が[別表]の人数に満たない場合は降格とする。
 - (3) 土木一式Ⅰ・Ⅱ等級及び建築一式・舗装・造園・電気・管の各Ⅰ等級については、特定建設業の許可を有していない場合は降格とする。

II 「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づく合併等企業の場合

- 1 次の項目以外は上記Ⅰの単体企業の場合と同様の取り扱い。
 - (1) 上記Ⅰ-2-(2)（下位経過年数要件）については、合併初年度は合併元企業の最上位等級企業の下位経過年数を引き継いだものと見なす。
 - (2) 合併初年度の等級は、合併元企業の最上位等級の1等級上位までを限度とする。

III 経常建設共同企業体（土木一式のみの取扱い）の場合

- 1 共同企業体の組合せ計算結果により算出された総合点により、別表を適用し、毎年度新規に格付けを行う。但し、等級は構成員の最上位等級の1等級上位までを限度とする。
- 2 上記Ⅰ-2-(1)（特定建設業要件）の規定については、代表者が特定建設業の許可を取得していることを要件とする。
- 3 上記Ⅰ-2-(5)（1級等技術者数要件）の規定は、全構成員合計の1級等技術者数により判定する。

【府内業者の入札参加資格審査の申請時期について】

I 単体企業の場合

2年に1度の定期受付及びその中間年の受付とも11月及び2月の2回実施。（府外業者も同様の扱い）

II 「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づく合併等企業の場合

合併初年度においては、年度途中においても参加資格の見直し申請を受付。

次年度以降は、単体企業の場合と同様の取り扱い。

III 経常建設共同企業体（土木一式のみの取扱い）の場合

毎年度の資格等級の決定後、申請受付を実施。

【府外業者について】

府外業者については、客観点と主観点を合計した総合点のみとし、全ての業種について等級区分を設けず、「資格有り」とする。